

様式（第5条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度第1回文化財保護審議会	
開 催 日 時	令和6年4月30日（月） 開会：午前10時 ～ 閉会：午前11時15分	
開 催 場 所	産業文化会館 2B会議室	
出席者（委員） 氏 名	福島伸悦（委員長）・重田正夫・中野万紀子・石島きく江・板垣時夫	
欠席者（委員） 氏 名	高野明人・栗岡眞理子・三島摩耶・田中恵二・関義則	
事 務 局	文化財保護課長 酒井春彦・主査 中島洋一・主査 浅見貴子	
会 議 内 容	別紙会議録のとおり	
会 議 資 料	・令和6年度第1回文化財保護審議会次第 ・行田市文化財保護審議会答申(案) 文化財の調査・指定について ・調査報告書兼指定文化財候補調書 「紺紙金泥法華経 巻第六」 ・調査報告書兼指定文化財候補調書 「鰐口」 ・調査報告書兼指定文化財候補調書 「忍藩炮術師範井狩家資料」 ・別紙 忍藩炮術師範井狩家資料目録 ・参考資料 『斎藤(英)家 老川家 田口新吉氏収集 文書 ・「埼玉の文化財」(埼玉県 冊子) ・「文化財だより」(埼玉県 冊子)	
そ の 他 必 事 項	傍聴人なし（1名来場 退席）	
会 議 録 確 定 の	確 定 年 月 日	主 宰 者 氏 名
	令和6年 5月 7 日	福島伸悦

発 言 者	会 議 の 経 過 (議題・発言内容・結論等)
議長	1. 開 会 (中島主査) 2. 委員長あいさつ (福島委員長) 3. 新事務局紹介(文化財保護課長 酒井春彦・ 主査 中島洋一・主査 浅見貴子) 4. 議 事 (規則により委員長が議長となる) (1) 文化財の指定について説明を事務局にお願いする。
事務局	今回の会議は原則として公開である。ただ、今回は文化財指定の審議があるため、その部分は非公開となる。 文化財指定の答申について、3件の調査が行われた。 調査報告書兼指定文化財候補調書に基づき各事務について説明させていただく。
事務局	<調査報告書兼指定文化財候補調書 「紺紙金泥法華経 巻第六」> 参照・説明 令和6年4月19日(金)に福島委員・重田委員出席のもと真観寺にて調査を行った。資料は、成立が平安時代後期から鎌倉時代とされ、状態も本紙にやや傷みがある他は良好であり、県内でも希少な文化財であると言える。名称については、他資料との区別化などの面から「紺紙(こんし)金泥法華経 巻第六」としたい。
議長	この資料について、何か質疑はあるか。
重田委員	調査にあたらせていただいたが、明治期には真観寺が所蔵していたことが確認されている。入手は江戸時代後期以降と考えられるが、130年近く寺院が所蔵していたことを考えると、地域にとって価値ある文化財であることは確かである。
議長	他に意見等はあるか。意見等がないようであれば、調査書のと

	おり、「紺紙金泥法華經 卷第六」について文化財への指定を答申することとしてよいか。 「異議なし」との声あり。 異議がないようなので、調査書のとおりとする。 続いて、同じく「鰐口」について事務局より説明をお願いしたい。
議長	
事務局	<調査報告書兼指定文化財候補調書「鰐口」> 参照・説明 令和6年4月19日(金)に福島委員出席のもと真観寺にて調査を行った。本日は欠席だが、栗岡委員より意見が寄せられている。概況に報告されているように、表裏違う鰐口を一つに鋳閉じてあり、美術工芸品としての価値はほぼない。指定に価するとは思われないが、刻書に記された町年寄の名など、町場と寺社の関係を考える上で貴重であり、大切に保管されるべきとの見解である。
議長	何か質疑はあるか。
板垣委員	裏面には慶長16年の記年があるが、これは同資料としては古いものと考えていいのか。
事務局	古いものである。
中野委員	異なる鰐口を鋳閉じるとするのはよくあることなのか。
事務局	あまり聞かない。
議長	他に意見等はあるか。意見等がないようであれば、調査書のとおり、「鰐口」については今回の文化財への指定を見送るものとしてよいか。 「異議なし」との声あり。

議長	異議がないようなので、調査書のとおりとする。 続いて、同じく「忍藩砲術師範井狩家資料」について事務局より説明をお願いしたい。
事務局	<調査報告書兼指定文化財候補調書 「忍藩砲術師範井狩家資料」> 参照・説明 令和6年4月19日(金)に重田委員出席のもと行田市郷土博物館にて調査を行った。この資料は、当初、「井狩家文書」として調査を開始したが、井狩家が砲術という特殊な役割を担う家である点、古文書よりも資料に含まれる絵巻物に大きな価値がある点などを考慮し、「忍藩砲術師範井狩家資料」という名称にした。平成24年に埼玉古墳群鉄砲山古墳の発掘調査で、現地が忍藩の角場であることが確認された。各場の確認は初めての事例になる。今回の資料については角場での砲術を描いた絵巻物である「砲術形状図式」のほか、角場での演習が記録された文書などが含まれており、現地の遺跡と合わせて、当時の砲術の扱いがわかる貴重な資料となっている。当初は数量について一括として上げていたが、調査にあたった委員の意見により158点として記載した。
議長	何か質疑はあるか。
重田委員	古文書群としての認識で調査にあたったが、実際には「砲術形状図式」の資料的な存在感が大きい。これは歴史資料の範囲として世に出すべき資料であると考え、名称を現状のようにしてはと意見した。
議長	他に意見等はあるか。意見等がないようであれば、調査書のとおり、「忍藩砲術師範井狩家資料」について文化財への指定を答申することとしてよいか。 「異議なし」との声あり。
議長	異議がないようなので、調査書のとおりとする。

事務局	事務局より、答申案について説明をお願いします。 <行田市文化財保護審議会答申(案) 文化財の調査・指定について> 参照・説明 以上の内容となる。5月の定例教育委員会に提出させていただく。審議をいただき、御礼申し上げる。
議長	(2) その他について説明をお願いします。
事務局	委員の皆様におかれては、任期が本日までとなる。令和6年度よりの再任について、支障がなければ再び着任について検討いただきたい。なお、人事異動等に伴い、離任される方々について報告する。教育研究会選出の高野明人委員(前南河原小学校長)、学識経験者選出の栗岡眞理子委員(前県立さきたま史跡の博物館長)についてはすでに退任とのご連絡をいただいている。 次回の審議会は6月頃に新たなメンバーにて開催したい。
議長	他に何かあるか。 ないようであれば、これにて議長の職を解かせていただく。委員の皆様には慎重審議いただき感謝する。
事務局	4. 閉 会